

## ○春日部市農業振興地域整備計画の管理に関する運用方針

春日部市における農業振興地域整備計画（以下「整備計画」という。）の管理については、農業振興地域の整備に関する法律（以下「法」という。）、同法施行令、同法施行規則、農用地等の確保に関する基本方針及び農業振興地域制度に関するガイドラインを踏まえて運用するほか、整備計画のうち農用地利用計画の変更にあたっては、以下によるものとする。

### （目的）

第1条 農用地区域は、今後おおむね10年以上にわたり農業上の利用を確保すべき土地について設定するものであり、農用地利用計画の変更については、十分慎重を期す必要があるため、その場合における運用基準を定めるものである。

### （農用地利用計画の変更）

第2条 農用地利用計画の変更は、次に掲げる事由に該当する場合に行うものとする。

（1） 農用地区域の用途区分の変更

（2） 農用地区域への編入

（3） 次に掲げる用途に供する目的で行う農用地区域からの除外

ア 地域振興の促進若しくは住民福祉のために必要な公共用施設、又は公益上必要な施設

イ 耕作又は畜産等の業務のために必要な農業用施設

ウ 当該事業計画地周辺において居住している者の利用に供する公益上必要な施設又はこれらの者の日常生活のために必要な物品の販売、加工、修理等の業務を営む店舗、事業場等

エ 自己専用住宅又は農家住宅

オ 既存施設の拡張

カ 国、地方公共団体等の行う公共事業による移転に係るもの

キ 集合住宅等の自治会及びこれに準ずる団体がその周辺に設置する当該構成員のための駐車場

ク 事業者が近傍に設置する資材置場、駐車場

ケ 沿道サービス施設

### （除外要件）

第3条 第2条第1項第3号による農用地区域からの除外（以下「除外」という。）にあたっては、法第13条第2項各号の要件をすべて満たすとともに、関係する他法令等に適合しなければならない。

2 除外しようとする面積は必要最小限とする。ただし、第2条第1項第3号クについては1000 m<sup>2</sup>以下とする。

(変更手続き)

第4条 農用地利用計画の変更を必要とする者（以下「申出人」という。）は、別に定める申出書と必要な関係書類を添えて、正副2部作成し、農業振興課窓口提出しなければならない。

(1) 申出書の提出締切日は、6月、12月のそれぞれ第1金曜日の就業時間内とする。

2 農用地利用計画の変更の申出が第2条並びに第3条に定める事由に該当する場合は、春日部市農業振興審議会に付議し、意見を求めるものとする。ただし、法10条第4項に基づく農用地利用計画の変更はこの限りでない。

3 農用地利用計画の変更をするときは、県（国）と事前に協議を行うこととする。

4 申出書による農用地利用計画の変更の可否については、申出人に通知するものとする。

(申出の変更)

第5条 除外後において、登記の地目を変更する前に計画の内容が変更となる場合は、第2条、第3条及び第4条の規定を準用するものとする。

(当初除外)

第6条 整備計画策定前（春日部地域は昭和49年3月30日、庄和地域は昭和46年12月25日）から農用地等以外のものとして利用していたことが確認できる農地については、整備計画策定時において除外されたものと同様に取り扱うことができる。

(その他)

第7条 この運用方針に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

この運用方針は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

この運用方針の施行前までに、春日部市農業振興地域整備計画の管理に関する運用方針（平成 13 年 8 月 1 日制定）又は庄和町農業振興地域整備計画の変更のうち農用地区域からの除外に関する場合の目的制限運用基準（平成 12 年 11 月 24 日制定）の規定に基づきなされた処分、手続きその他の行為は、この運用方針の相当規定によりなされた処分、手続きその他の行為とみなす。

附 則

(施行期日)

この運用方針は、平成 19 年 12 月 10 日から施行し、第 2 の 3（3）については、平成 19 年 11 月 30 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この運用方針は、平成 24 年 6 月 4 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この運用方針は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。